

議案第 86 号 和解することについて

学校教育部教育総務課

1 内容

朝霞第十小学校校舎屋上では、太陽光パネル等を設置する目的で屋根貸し事業を行っているが、大規模改修工事の実施に当たり、工事の支障となる太陽光パネルを一時撤去する必要があるため、屋根貸し事業者と一時撤去について協議を行い、和解するもの。

2 相手方

岡山県岡山市北区下中野 483 番 2  
グッドエネジー S P C 埼玉県第一合同会社  
代表社員 日本エネルギーホールディングス株式会社  
職務執行者 藤木 慎太郎

3 概要

- (1) 相手方は、市が行う本工事に際して、市が指定する時期までに、朝霞第十小学校の敷地内に存する相手方所有の太陽光発電事業に伴う設備一式（以下「設備」という。）を一時撤去するものとする。ただし、市が本工事を実施する上で、支障のない設備についてはその限りではない。なお、撤去期間については、市と相手方が別途協議するものとする。
- (2) 相手方は、本工事完了後、市の指定する日以降、設備を再設置できるものとする。
- (3) 相手方は、設備の撤去、再設置する際は、朝霞第十小学校は教育施設であることから、撤去方法、再設置方法については、市の指示のもと行うものとする。
- (4) 市は相手方に対して、本工事に係る設備の一時撤去に関する一切の補償金（以下「補償金」という。）として 3, 182, 762 円を支払うものとする。
- (5) 相手方はその余の補償金の請求を放棄する。
- (6) 補償金の支払い時期については、市と相手方が別途協議するものとする。
- (7) 市が定めた撤去期間において、行政財産の使用許可で示した額について、日割りで減額するものとする。

担当

学校教育部教育総務課学校施設係

電話 463-2769